

料金

料金には3つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の3つです。

〈料金の取り扱い〉

料金の種類は届出の対象とし、金額は各事業者で自由に設定できます。(交替運転者配置料金は金額が公示されています。)

① 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用されます。
(具体的には、時間制運賃およびキロ制運賃の運賃単価の人件費相当額です。)
交替運転者配置料金は上限額及び下限額の範囲内で適用されます。

② 深夜早朝運行料金

深夜22時～翌朝5時の間に点検等の時間及び走行する時間が含まれる場合は、その時間に対して適用されます。

③ 特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金です。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、(特殊設備車両購入価格÷座席数) > (標準的車両購入価格÷座席数) が70%以上高額の場合にのみ適用されます。

実費

運賃・料金以外は「実費」となります。

利用者の求めにより運賃・料金以外の経費が発生した場合は、その実費を負担していただきます。

例、ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料など

旅行業者など運送申込者に交付する「運送引受書」に運賃・料金や実費の内容を記載します。

貸切バス事業者に対する 行政処分等の基準

貸切バスの運賃・料金は国土交通省への届出が必要です。
届出を行わない場合や届出の範囲を逸脱した場合は、法令に基づき行政処分等が行われます。

道路運送法第9条の2第1項

(運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反)

初違反：20日車の車両使用停止

再違反：40日車の車両使用停止

道路運送法第10条

(運賃又は料金の割り戻しの禁止違反)

初違反：20日車の車両使用停止

再違反：40日車の車両使用停止